

シンポジウム「18歳はおとな？」

～少年法適用年齢引下げについて考える～

日時 平成30年11月23日（金・祝）

時間 午後1：30～午後4：30

場所 広島弁護士会館（広島市中区上八丁堀2-73）

※予約不要・参加費無料

主催：広島弁護士会 共催：日本弁護士連合会、中国地方弁護士会連合会



第1部 講演（講師：鹿児島県弁護士会所属 弁護士 鴨志田祐美さん）



「もし、少年法適用対象年齢が引き下げられていたら、この子たちを救うことができたか - 年長少年事件における付添人活動の実際から考える - 」
少年事件に数多く携わり少年たちに信頼され続ける鴨志田弁護士をお招きして、18、19歳の年長少年を担当されたご経験から、少年法適用年齢引下げについてご講演いただきます。

2004年鹿児島県弁護士会登録。「町医者」的弁護士として働く傍ら、再審弁護（大崎事件弁護団事務局長）、子どもの虐待やDV問題、少年事件、犯罪被害者と加害者との関係修復のための活動などに取り組む。著書として「被疑者弁護から少年審判後に至るまでの連携と協働」（岡田行雄編著『非行少年のためにつながろう！』現代人文社、2017年）、「再審制度の抱える諸問題」（共著。『シリーズ刑事司法を考える 第5巻 裁判所は何を判断するか』岩波書店、2017年）などがある。

第2部 講演（講師：NPO 法人食べて語ろう会 理事長 中本忠子さん）

「心を育んでももらえない少年の話」

元保護司として、また保護司としてのかかわりを超えて長年子どもたちに関わってこられた中本さんをお招きして子どもたちの実情をお話しいたします。子どもたちから「ばっちゃん」の愛称で慕われ信頼を寄せられる中本さんのお話から少年法適用年齢引下げ是非について考えてみませんか。



1980年より保護司を務める傍ら「お腹いっぱい悪いことをする子はいない」と、居場所のない子どもたちに食事を提供する。子どもたちからは「ばっちゃん」の愛称で慕われる。子供と家族・若者応援団表彰（内閣府特命大臣表彰、2017年）他多数受賞。関連書籍として「ちゃんと食べると？」（小鳥書房、2017年）「ばっちゃん～子どもたちの居場所。広島のマザーテレサ」（扶桑社、2017年）、「あんた、ご飯食うたん？子どもの心を開く大人の向き合い方」（カンゼン、2017年）などがある。

第3部 パネルディスカッション～少年法適用年齢引下げを考える～

少年法適用年齢引下げに関する最新の議論状況、賛成する意見なども踏まえて、講師のお二人とともに少年法適用年齢引下げの是非について、より深く議論をしていきます。

パネリスト : 鴨志田祐美さん 中本忠子さん

コーディネーター : 竹森雅泰（広島弁護士会所属）

お問い合わせ先：広島弁護士会事務局 ☎082-228-0230